

From たんぽぼ舎  
To kumamoto84@yahoo.co.jp  
受信日時 2022/12/24 土 21:11

**たんぽぼ舎です。【TMM:No4662】地震と原発事故情報- 4つの情報をお知らせします**

---

たんぽぼ舎です。【TMM:No4662】  
2022年12月24日(土)地震と原発事故情報-  
4つの情報をお知らせします  
転送歓迎

- 
- ★ 1. やはり原発温存策だった「水素」  
原発の電気活かし水素を製造 福井県敦賀市と関西電力  
再生可能エネルギーは隠れミノであり結局は原子力と結びつける姿勢  
上岡直見〔環境経済研究所(技術士事務所)代表〕
  - ★ 2. 中電が「妨害排除(予防)請求」及び「占有保全の訴え」の  
民事訴訟を提訴  
「補償なしの埋立事業」は違法  
「違法行為を妨害するな」との法外な訴えであるうえ、  
そもそも埋立権は物権でない  
海面は支配不能だから「海面の占有」も不可能  
妨害排除(予防)を請求できるのは、中電でなく祝島漁民  
連載「権利に基づく闘い」その34  
熊本一規(明治学院大学名誉教授)
  - ★ 3. 経産省のALPS処理水(汚染水)の海洋放出 安全・推進宣伝にNO!  
エッ! JRで、テレビで、YouTubeで垂れ流し 許さない  
参考: 自民党の衆議院議員の山本拓氏の反対意見を紹介します  
坂東喜久恵(たんぽぼ舎会員)
  - ★ 4. 原発に反対する10の理由!  
核エネルギーは「緑」でも「平和」でもない  
ドイツの読者からのお便り紹介(上)(2回の連載)  
濱口・クレーナー牧子(ドイツ在住)

---

※2023年1/11(水)2つの申し入れ・抗議行動にご参加を!  
2つの行動=定例は第1水曜です。1月は正月休みのため第二週に変更

- 1. 第54回とめよう! 東海第二原発  
20年運転延長反対 2024年9月の再稼働はゆるさない!  
日本原電本店抗議行動 茨城県東海第二原発の再稼働工事を止めよ!

日時: 1月11日(水)17:00より17:45(冬時間です)  
場所: 日本原電本店前(住友不動産秋葉原北ビル 台東区上野5-2-1)  
JR秋葉原駅より5分、銀座線末広町駅4番出口より4分  
※北ビルです! 南ビルではありません!

主催: 「とめよう! 東海第二原発首都圏連絡会」TEL 070-6650-5549

協力: 「再稼働阻止全国ネットワーク」

☆第55回は、2月1日(水)17:00より17:45(冬時間)です。

1月10日(火)より通常業務となります。

※メールマガジンは、昨年同様、12月27日(火)で年内の発信を終了します。  
新年は、1月10日(火)より発信致します。

---



#### ■ 1. やはり原発温存策だった「水素」

- | 原発の電気活用し水素を製造 福井県敦賀市と関西電力
- | 再生可能エネルギーは隠れミノであり結局は原子力と
- | 結びつける姿勢
- └── 上岡直見〔環境経済研究所(技術士事務所)代表〕

◎ 私は、2020年4月27日にたんぼぼ舎の学習会で「走る原発 怪しいエコカー 水素社会への疑問」として講演したが、やはりそれを裏づける動きが始まっている。

『福井新聞』の記事によると、「全国初、原発の電気活用し水素を製造 福井県敦賀市と関西電力が実証実験開始」と報道されている。

(2022年12月17日)

関電は「発電時に二酸化炭素を排出せず安定的に発電できる原子力エネルギーを活用した“クリーンな水素”が製造できる」と説明している。

◎ また国が主催する「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」でも、原発の電力を使って製造する水素を2025年大阪・関西万博会場へ供給する方針を掲げている。

ここで思い出すのは、1970年に敦賀1号機がその年に開催された大阪万博開会に合わせて営業運転を開始し会場に送電したとして「平和の灯」とメディアで宣伝されたことであるが、また同じ愚行を繰り返すのか。

◎ 現在も敦賀市には水素製造実験プラントがあるが、系統電源や太陽光発電による水素製造を行ってきた。

しかし市の担当者は「離れた場所のゼロカーボン電源（原発）による水素製造で、水素の道が広がると考えている」とコメントしている。

たんぼぼ舎の周辺でも「再生可能エネルギーで水素を製造すればよい」という意見も聞かれるが、敦賀市の担当者のコメントからは、再生可能エネルギーは隠れミノであり結局は原子力と結びつける姿勢がうかがわれる。



#### ■ 2. 中電が「妨害排除(予防)請求」及び「占有保全の訴え」の

- | 民事訴訟を提訴
- | 「補償なしの埋立事業」は違法
- | 「違法行為を妨害するな」との法外な訴えであるうえ、
- | そもそも埋立権は物権でない
- | 海面は支配不能だから「海面の占有」も不可能
- | 妨害排除(予防)を請求できるのは、中電でなく祝島漁民
- | 連載「権利に基づく闘い」その34
- └── 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

○10月25日、中国電力は、ボーリング調査に関し、民事訴訟を山口地裁岩国支部に提訴しました。訴えの内容は、埋立免許(埋立権)に基づく妨害排除(予防)請求、及び埋立施行区域の「占有の保全」です。

しかし、そもそも中電は、祝島漁民の「自由漁業を営む権利」を補償なしに侵害しようとしており、「補償なしの漁業権(財産権)侵害」は憲法29条に反する違法行為です。中電は、「2000年補償契約で補償した」と主張していますが、2019年以降のボーリング調査等に伴う補償を2000年に支払っていたはずがありません。注1したがって、中電の妨害排除(予防)請求は、「違法行為を妨害するな」との法外な請求にほかなりません。

○そのうえ、妨害排除(予防)請求権は、物権の持つ請求権ですが、公有水面埋立法には、埋立権が物権であるとの規定はありませんから、物権法定主義に基づくだけでも、埋立権は物権ではありません。注2 それゆえにこそ、公有水面埋立法8条は、埋立免許を受けて埋立権を得ても、漁業権等の水面権に補償しなければ(補償契約を通じて同意を得なければ)埋立工事を実施できない旨、規定しているのです。

○「占有の保全」の請求については、中電は、「埋立免許を得れば、埋立施行区域内を(他の使用を許さずに)排他的に占有できる」旨主張するのですが、公有水面埋立法8条は、埋立免許後にも埋立施行区域内に水面権が存在し続けていることを前提とした規定であり、中電の主張が間違っていることは明らかです。

また、そもそも、海は、そのままでは支配不能ですから、「特定人による排他的支配」である「占有」などできるはずがありません。最高裁判田原湾判決(昭和61年12月16日)も、「海は、古来より自然の状態のまま一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、……、特定人による排他的支配の許されないものである」(注3)と判示しています。

○他方、祝島漁民の「自由漁業を営む権利」は「慣習に基づく漁業権」です。「慣習に基づく漁業権」は、慣行水利権と同様、「慣習に基づく公共用物使用权」の一種ですが、「慣習に基づく公共用物使用权」は「慣習法上の物権」にあたることされており、妨害排除(予防)請求権を持ちます(注4)。したがって、中電でなく、逆に祝島漁民こそが、妨害排除請求権を持つのです。

#### ○結論 4点

以上のことから、結論として次の(1)-(4)が言えます。

(1)中電訴状の主張は、いずれも失当である。

(2)祝島漁民に補償されない限り、埋立・調査は違法行為にあたる。

(3)違法行為を犯しているのは中電であり、祝島漁民は漁業を営んでいるだけである。

(4)妨害排除(予防)を請求できるのは、中電でなく祝島漁民である。

注1：この点に関する祝島漁民の会からの質問に中電は、一切答えられていない。

たんぼぼ舎MLニュースNo.4046,4068,筆者のホームページ

(<http://kumamoto84.net>)等を参照。

注2：民法175条で「物権は民法その他の法律で定めたもの以外は創設できない」旨規定されており、民法その他の法律(慣習法も含む)に規定がない限り、物権は創設できない。

注3：「公共用物」とは、直接に公共の福祉の維持増進を目的として、一般公衆の共同使用に供される物で、例としては、海・河川・湖沼や道路・公園等がある。

注4：原龍之助『公物營造物法』,290-293頁を参照。

注5：本稿の論旨について、詳しくは次のYouTube「上関原発と中電訴訟」を参照。